	算式Ⅵの符号 u　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営従業者数 v　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成26年７月１日現在における民営従業者数

附則第十九条の十四第七項の表市町村の項算式の符号Ｍ算式Ⅶ及び算式Ⅷの符号を次のように改める。

	算式Ⅶ $M=22.99\times\left(\frac{x-w}{w}\right)\times\frac{1}{2}+0.15$ $\left(\frac{x-w}{w}\right)\times\frac{1}{2}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅶの符号 w　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） x　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成26年７月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

附則第十九条の十四第七項の表市町村の項算式の符号Ｎ算式Ⅷを次のように改める。

	算式Ⅷ $N=0.47\times(z-y)\times\frac{1}{3}+0.31$ $(z-y)\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

附則第十九条の十四第七項の表市町村の項算式の符号Ｎ算式Ⅷの符号ｚ中「平成24年度並びに平成25年及び平成26年」を「平成25年から平成27年までの各年」に改め、同項算式の符号Ｏ算式Ⅸを次のように改める。

	算式Ⅸ $O=21.72\times\left(\frac{ab-aa}{aa}\right)\times\frac{1}{2}+0.28$ $\left(\frac{ab-aa}{aa}\right)\times\frac{1}{2}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

附則第十九条の十四第七項の表市町村の項算式の符号Ｏ算式Ⅸの符号aa中「平成25年度」を「平成25年度以降」に改め、同項算式の符号Ｏ算式Ⅸの符号ab中「平成23年度から平成25年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第十九条の十四の二第一項の表中欄中「平成二十二年十月一日」を「平成二十七年十月一日」に改め、同条第六項の表都道府県の項算式中「0.974」を「0.979」に改め、同項算式の符号Ｈ算式Ⅷの符号ｈ中「平成27年５月29日」を「平成28年３月１日」に改め、同項算式の符号Ｉ算式Ⅸ中「6,084,644」を「6,170,865」に改め、同項算式の符号Ｉ算式Ⅸの符号ｉ中「経済センサス活動調査規則によつて公表された平成23年における製造品出荷額並びに工業統計調査規則によつて公表された平成24年及び平成25年」を「工業統計調査規則によつて公表された平成24年から平成26年までの各年」に、「経済センサス活動調査規則により平成24年２月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び小卸売業計」を「商業統計調査規則により平成26年７月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計」に改め、同表市町村の項算式中「0.964」を「0.981」に改め、同項算式の符号Ｈ算式Ⅷの符号ｈ中「平成27年５月29日」を「平成28年３月１日」に改め、同項算式の符号Ｉ中「超える場合」の下に「又はｉが０の場合」を加え、同項算式の符号Ｉ算式Ⅸ中「5,815,196」を「6,123,663」に改め、同項算式の符号Ｉ算式Ⅸの符号ｉ中「平成22年２月１日」を「平成27年２月１日」に、「経済センサス活動調査規則によつて公表された平成23年における製造品出荷額並びに工業統計調査規則によつて公表された平成24年及び平成25年」を「工業統計調査規則によつて公表された平成24年から平成26年までの各年」に、「経済センサス活動調査規則により平成24年２月１日」を「商業統計調査規則により平成26年７月１日」に改め、同条第七項の表都道府県の項算式中「0.102」を「0.103」に改め、同項算式の符号Ｊ算式Ⅰ中「1.76」を「1.79」に、「6.43」を「6.57」に改め、同項算式の符号Ｊ算式Ⅰの符号ｋ中「平成24年度並びに平成25年及び平成26年」を「平成25年から平成27年までの各年」に改め、同項算式の符号Ｋ算式Ⅱ中「1.79」を「1.87」に、「4.58」を「4.62」に改め、同項算式の符号Ｋ算式Ⅱの符号ｍ中「平成24年から平成26年まで」を「平成25年から平成27年まで」に改め、同項算式の符号Ｌ算式Ⅲ中「－2.97」を「－2.98」に、「－4.94」を「－4.76」に改め、同項算式の符号Ｌ算式Ⅲの符号ｏ中「平成24年から平成26年まで」を「平成25年から平成27年まで」に改め、同項算式の符号Ｍ算式Ⅳ中「459.38」を「430.43」に、「5.62」を「5.80」に改め、同項算式の符号Ｍ算式Ⅳの符号ｑ中「平成25年３月31日現在、平成26年１月１日現在及び平成27年１月１日現在」を「平成26年１月１日現在、平成27年１月１日現在及び平成28年１月１日現在」に改め、同項算式の符号Ｎ算式Ⅴ中「2.94」を「2.84」に、「9.09」を「9.29」に改め、同項算式の符号Ｎ算式Ⅴの符号ｓ中「平成24年度並びに平成25年及び平成26年」を「平成25年から平成27年までの各年」に改め、同表市町村の項算式中「0.114」を「0.115」に改め、同項算式の符号Ｊ算式Ⅰ中「0.32」を「0.31」に、「1.98」を「1.97」に改め、同項算式の符号Ｊ算式Ⅰの符号ｋ中「平成24年度並びに平成25年及び平成26年」を「平成25年から平成27年までの各年」に改め、同項算式の符号Ｋ算式Ⅱ中「0.33」を「0.32」に、「2.26」を「2.07」に改め、同項算式の符号Ｋ算式Ⅱの符号ｍ中「平成24年度並びに平成25年及び平成26年」を「平成25年から平成27年までの各年」に改め、同項算式の符号Ｌ算式Ⅲ中「－0.41」を「－0.38」に、「－0.38」を「－0.17」に改め、同項算式の符号Ｌ算式Ⅲの符号ｎ中「転出人口比率」を「転出者人口比率」に改め、同項算式の符号Ｌ算式Ⅲの符号ｏ中「平成24年度並びに平成25年及び平成26年」を「平成25年から平成27年までの各年」に改め、同項算式の符号Ｍ算式Ⅳ中「173.91」を「163.93」に、「2.76」を「2.82」に改め、同項算式の符号Ｍ算式Ⅳの符号ｑ中「平成25年３月31日現在、平成26年１月１日現在及び平成27年１月１日現在」を「平成26年１月１日現在、平成27年１月１日現在及び平成28年１月１日現在」に改め、同項算式の符号Ｎ算式Ⅴ中「0.91」を「0.90」に、「3.51」を「3.62」に改め、同項算式の符号Ｎ算式Ⅴの符号ｓ中「平成24年度並びに平成25年及び平成26年」を「平成25年から平成27年までの各年」に改める。

附則第十九条の十五第一項中「附則第六条の二第二項」を「附則第六条第二項」に改め、同項の表中欄中「平成二十二年十月一日」を「平成二十七年十月一日」に改め、同条第三項中「附則第六条の二第二項ただし書」を「附則第六条第二項ただし書」に改め、同条第五項中「ものとし、市町村の経常態容補正係数が、十・〇〇〇を超えるときは、十・〇〇〇とする」を「ものとする」に改め、同項